

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

玄関口としての御殿場駅を最大限に活かし、市民や観光客等多くの来街者をもてなし、交流による活気と賑わいのある魅力的な中心市街地を形成するとともに、個性豊かな各種の取組や活動の活発化により、足腰の強い地域経済を創出する。

目標1：多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる

御殿場駅を中心として、生活に身近な商業施設と、観光商業を含めた施設の立地促進を図る。

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">● 日常生活を基礎とした商業施設の立地促進● 多様な消費ニーズを満たす、観光商業を含めた施設の整備
--------	--

目標2：誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる

子育て世代や高齢者、障がい者を含めた生活者・来街者の多様なライフスタイル・多様なニーズに対応した設備や交流施設などの導入促進を図り、少子高齢・人口減少社会の進展に対応した、誰もが居心地の良い中心市街地を形成する。

あわせて、民間活力を活かした良好な都市型住宅の整備を促進し、まちなかに居住する人口の維持・増加を図る。

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">● 多様な来街者を支援するため、子育て世代や高齢者など世代間交流を促進し、障がい者等の利用にも配慮した複合施設の整備● 民間活力を活かした都市型住宅の供給促進
--------	--

目標3：誰もが楽しく回遊できるまちをつくる

バリアフリー化やユニバーサルデザインの積極的な導入等により、安全・安心な歩行空間を確保し、防犯まちづくりにも引き続き取り組む。

御殿場駅から放射状に伸びる公共交通（路線バス等）の利便性向上を図り、子育て世代や高齢者、障がい者まで、多様な来街者が訪れやすく、また各種のイベント等により楽しんで回遊できる環境の整備促進を図る。

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">● 中心市街地の骨格を形成する幹線道路の整備、生活道路における歩行者空間の創出・バリアフリー化による回遊性の向上● 公共交通機関の利便性向上による中心市街地へのアクセス性向上● 中心市街地の良好な街並み景観の創出● 各種イベントの開催促進による賑わいの創出● 安全・安心な防犯まちづくり
--------	---

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、令和2年4月（令和2年度）から、主要な事業への着手及び事業実施効果が現れると考えられる令和7年3月（令和6年度）までの5年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

(1) 「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」に関する数値目標

数値目標：小売業事業所数

①数値目標の指標設定の考え方

「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」の目標のもと、生活に身近な商業と観光商業を充実させる観点から、中心市街地の「小売業事業所数」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地の小売業事業所数は年々減少傾向にあり、平成 26 年度では 96 事業所である。今後この傾向が続く場合、令和元年度には 73 事業所に、目標年次の令和 6 年度には 55 事業所まで落ち込むと推計される。このような現状及び将来見込みに対し、活性化に寄与する種々の取組により事業所数の維持を図るものとし、目標年次の令和 6 年度における小売業事業所数を令和元年度と同数の 73 事業所と設定する。

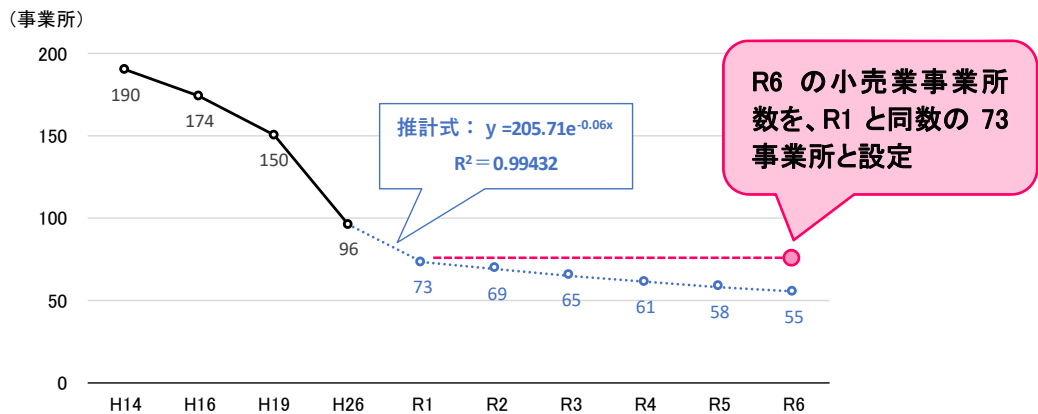
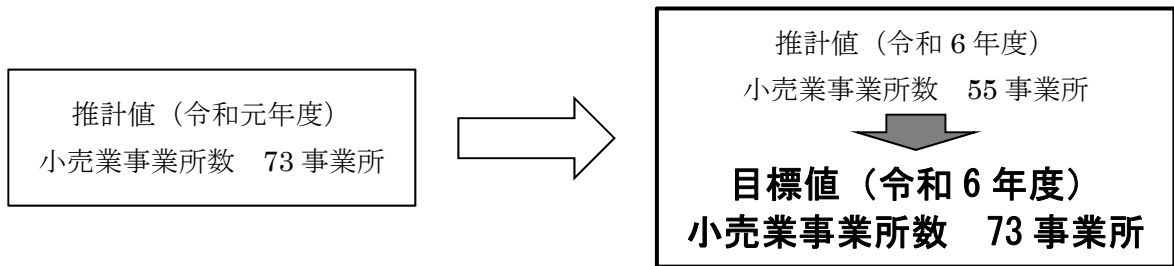


図. 中心市街地における小売業事業所数の実績値と目標値（実績値資料：商業統計調査）

表. 「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地
活性化の目標	多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる
目標指標	小売業事業所数
最新値	73 事業所（令和元年度：推計値）
基準値	55 事業所（令和 6 年度：推計値）
目標値	73 事業所（令和 6 年度）

数値目標：宿泊業・飲食サービス事業所数

①数値目標の指標設定の考え方

「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」の目標のもと、生活・観光に係るサービスを充実させる観点から、中心市街地の「宿泊業・飲食サービス事業所数」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地の宿泊業・飲食サービス事業所数は経年的に減少傾向にあり、平成 28 年度では 204 事業所である。今後もこの傾向が続く場合、令和元年度には 195 事業所に、目標年次の令和 6 年度には 188 事業所まで落ち込むと推計される。このような現状及び将来見込みに対し、活性化に寄与する種々の取組により事業所数の維持を図るものとし、目標年次の令和 6 年度における宿泊業・飲食サービス事業所数を令和元年度と同数の 195 事業所と設定する。

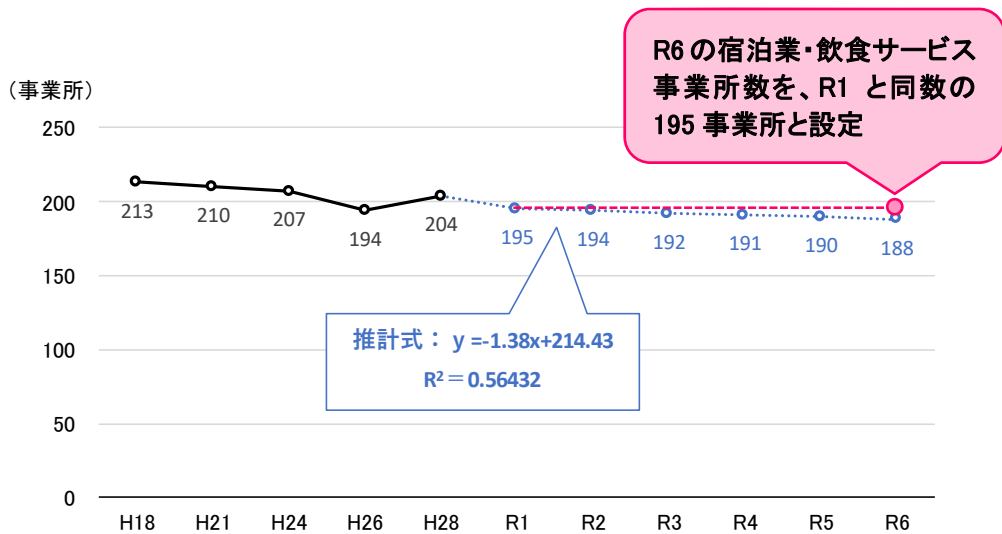
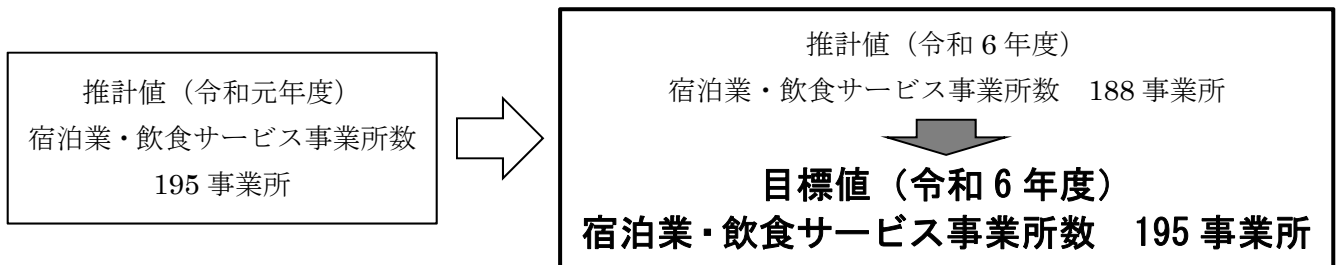


図. 中心市街地における宿泊業・飲食サービス事業所数の実績値と目標値

(実績値資料：H18 は事業所・企業統計調査、H21 及び H26 は経済センサス基礎調査、H24 及び H28 は経済センサス活動調査)

表. 「多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地
活性化の目標	多様な来街者の消費ニーズを満たすまちをつくる
目標指標	宿泊業・飲食サービス事業所数
最新値	195 事業所（令和元年度：推計値）
基準値	188 事業所（令和 6 年度：推計値）
目標値	195 事業所（令和 6 年度）

(2) 「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」に関する数値目標

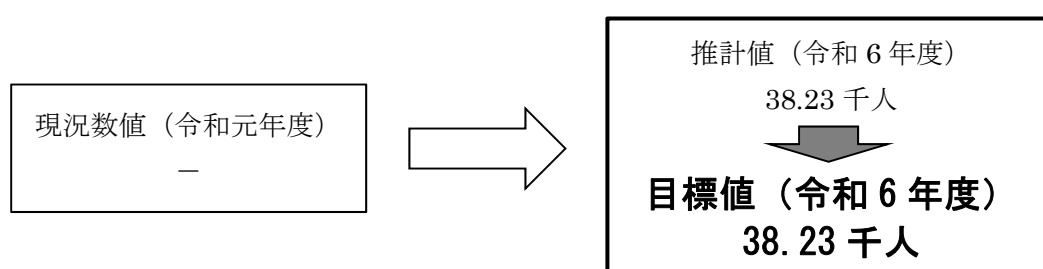
数値目標：複合施設利用者数

①数値目標の指標設定の考え方

「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」の目標のもと、複合施設整備事業の展開を見据え、その「複合施設利用者数」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

新たに整備を予定している複合施設には、図書館機能のほか、子育て支援機能、生涯学習機能の導入が予定されており、以下の考え方にに基づき、複合施設の令和5年度～令和6年度の2年間の累積利用者数を38.23千人と設定する。



○複合施設（図書館機能等を有する施設）の整備に伴う利用者数

【各機能が有する床面積】

- ・図書館機能： 215 m^2
- ・子育て支援・生涯学習機能： 115 m^2

【市内既存施設における m^2 当たり年間利用者数】

- ・図書館機能（御殿場市立図書館本館）： $493,185 \text{ 人} / 1,901.38 \text{ m}^2 / 5 \text{ 年間} \doteq 52 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年}$
※御殿場市立図書館本館の利用者数 493,185 人は、平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間の累積
- ・子育て支援・生涯学習機能（子ども家庭センター）： $334,182 \text{ 人} / 966.6 \text{ m}^2 / 5 \text{ 年間} \doteq 69 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年}$
※子ども家庭センターの利用者数 334,182 人は、平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間の累積

【新規整備予定の複合施設における年間利用者数の想定】

- ・図書館機能： $215 \text{ m}^2 \times 52 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年} = 11,180 \text{ 人} / \text{年}$
- ・子育て支援・生涯学習機能： $115 \text{ m}^2 \times 69 \text{ 人} / \text{m}^2 \cdot \text{年} = 7,935 \text{ 人} / \text{年}$

【新規整備予定の複合施設における累積利用者数の想定】

複合施設の整備に係る事業期間を令和2年度～令和4年度と想定し、開館を令和5年度当初と想定する。したがって令和5年度～令和6年度の2年間での累積利用者数は、

- ・図書館機能： $11,180 \text{ 人} / \text{年} \times 2 \text{ 年} = 22.36 \text{ 千人}$
- ・子育て支援・生涯学習機能： $7,935 \text{ 人} / \text{年} \times 2 \text{ 年} = 15.87 \text{ 千人}$
- ・複合施設全体： $22.36 \text{ 千人} + 15.87 \text{ 千人} = 38.23 \text{ 千人}$

表. 「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地
活性化の目標	誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる
目標指標	複合施設利用者数
最新値	—
基準値	—
目標値	38.23 千人(令和5年度～令和6年度の2年間の累積利用者数)

数値目標：中心市街地居住人口

①数値目標の指標設定の考え方

「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」の目標のもと、まちなか居住を促進する観点から、「中心市街地居住人口」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地の居住人口は年々減少傾向にあり、住民基本台帳による平成 30 年度の居住人口は 5,961 人となっている。今後もこの傾向が続いた場合、令和元年度には 5,941 人に、目標年次の令和 6 年度には 5,925 人にまで落ち込むと推計される。このような現状及び将来見込みに対し、活性化に寄与する種々の取組により居住人口の維持を図るものとし、目標年次の令和 6 年度における居住人口を令和元年度と同数の 5,941 人と設定する。

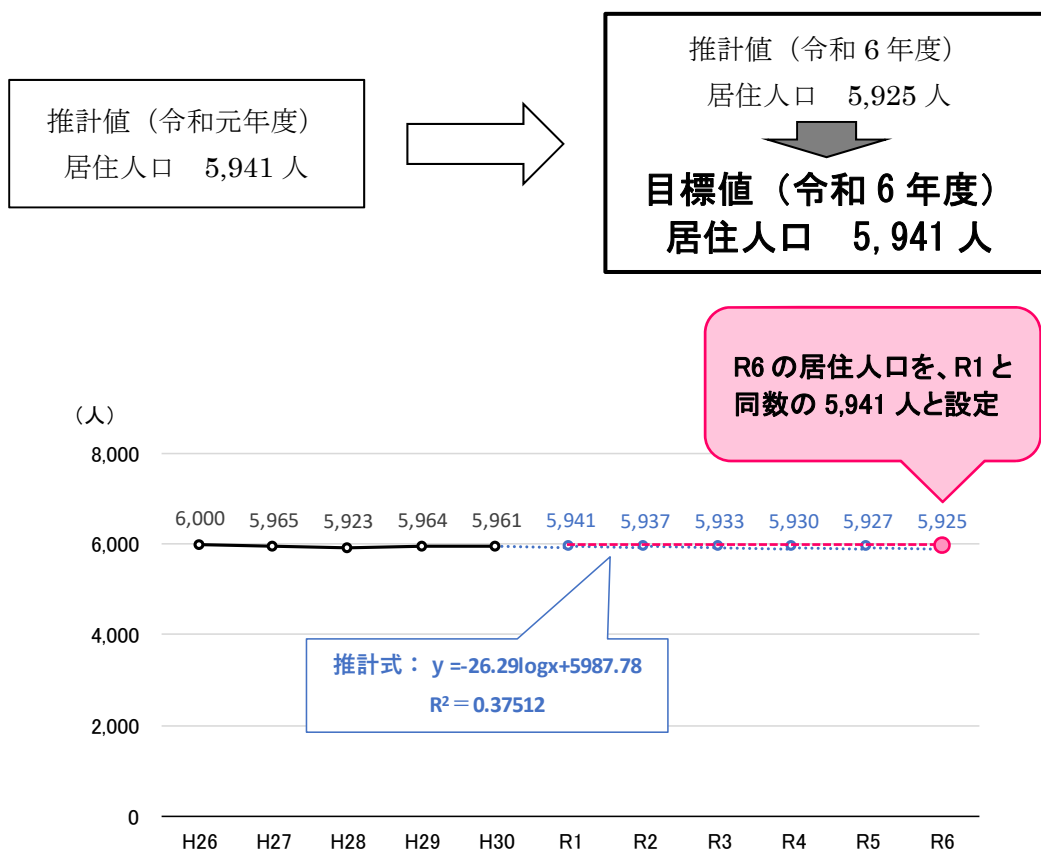


図. 中心市街地の居住人口の実績値と目標値（実績値資料：住民基本台帳）

表. 「誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる」に関する数値目標の設定

基本的な方針	誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地
活性化の目標	誰もが居心地の良い、住みたくなるまちをつくる
目標指標	中心市街地居住人口
最新値	5,941 人（令和元年度：推計値）
基準値	5,925 人（令和 6 年度：推計値）
目標値	5,941 人（令和 6 年度）

(3) 「誰もが楽しく回遊できるまちをつくる」に関する数値目標

数値目標：中心市街地内歩行者交通量

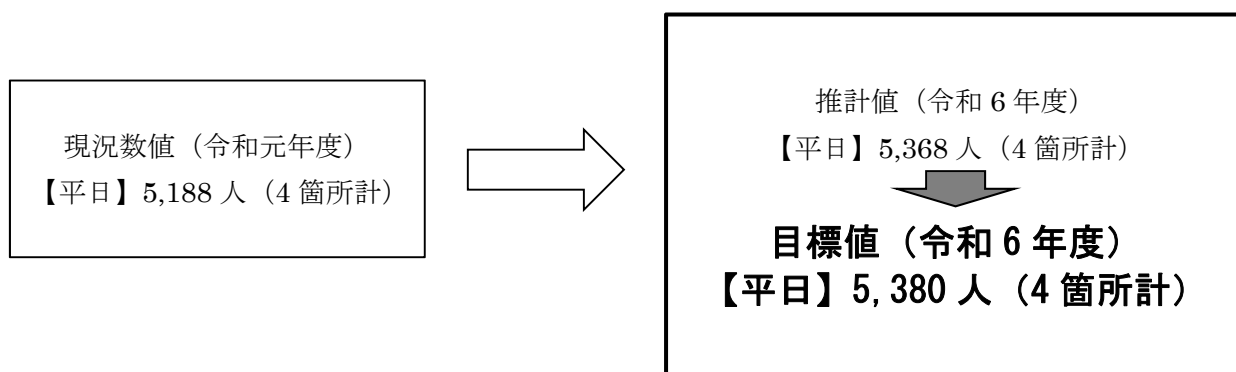
①数値目標の指標設定の考え方

「誰もが楽しく回遊できるまちをつくる」の目標のもと、複合施設（図書館機能を有する施設）等、新たな都市機能の導入を図る施設の整備事業や御殿場駅の交通結節性を高める事業、また、道路の整備・バリアフリー化事業等を充実させる観点から、中心市街地内における「歩行者交通量」を設定する。

②数値目標の設定の考え方

中心市街地における歩行者交通量は近年横ばい傾向にあり、令和元年度は5,188人となっている。今後もこの傾向が続いた場合、歩行者交通量は横ばい傾向を続けるものと推計される。

このような現状及び将来見込みに対し、新たな都市機能の導入を図る施設の整備や、歩行者の交通環境を高める事業・取組により、歩行者交通量の増加が期待できる。



1) 目標年次における仮定値

（都）新橋茱萸沢線（軒田通り）、（都）駅前通り線、市道4242号線及び箱根乙女口広場（東西自由通路への出入）の4箇所の、最近4年間の平日歩行者交通量（12h）は5,200人前後で推移している。今後、この趨勢が続いた場合、令和6年度は5,368人に微増するものと仮定する。

2) 中心市街地活性化事業による歩行者交通量増加分の想定値

○複合施設（図書館機能等を有する施設）の整備に伴う歩行者交通量増

- 令和5年度～令和6年度の累積利用者数：38.23千人
- ※「(2)「生活者や来街者に便利なまちをつくる」に関する数値目標」参照
- 令和6年度の利用者数：38.23千人／2年＝19.115千人
- 令和6年度の1日当たり利用者数：19.115千人／365日＝52人
- 利用者における、徒歩又は鉄道又はバス利用率：17.5%＋4.5%＋1.2%＝23.2%（第2回東駿河湾都市圏PT調査（平成16年度～平成18年度）に基づく）
- 令和6年度における歩行者交通量増加分：52人×23.2%＝12人

○居住人口の増加に伴う歩行者交通量増

- 前項において、令和6年度の中心市街地居住人口を5,941人と設定したが、平成30年度の居

住人口 5,961 人を下回るため、居住人口の増加に伴う歩行者交通量増は見込まないものとする。

3) 目標年次における歩行者交通量の設定

○令和 6 年度平日歩行者交通量

- ・ 仮定値+複合施設（図書館機能等を有する施設）の整備に伴う歩行者交通量増=5,368 人+12 人=5,380 人

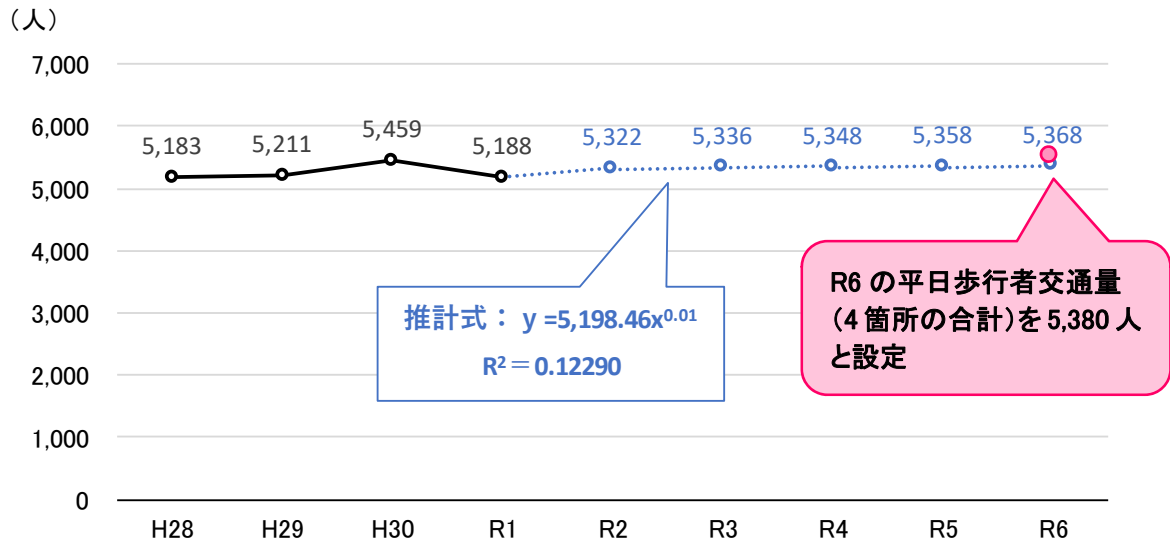
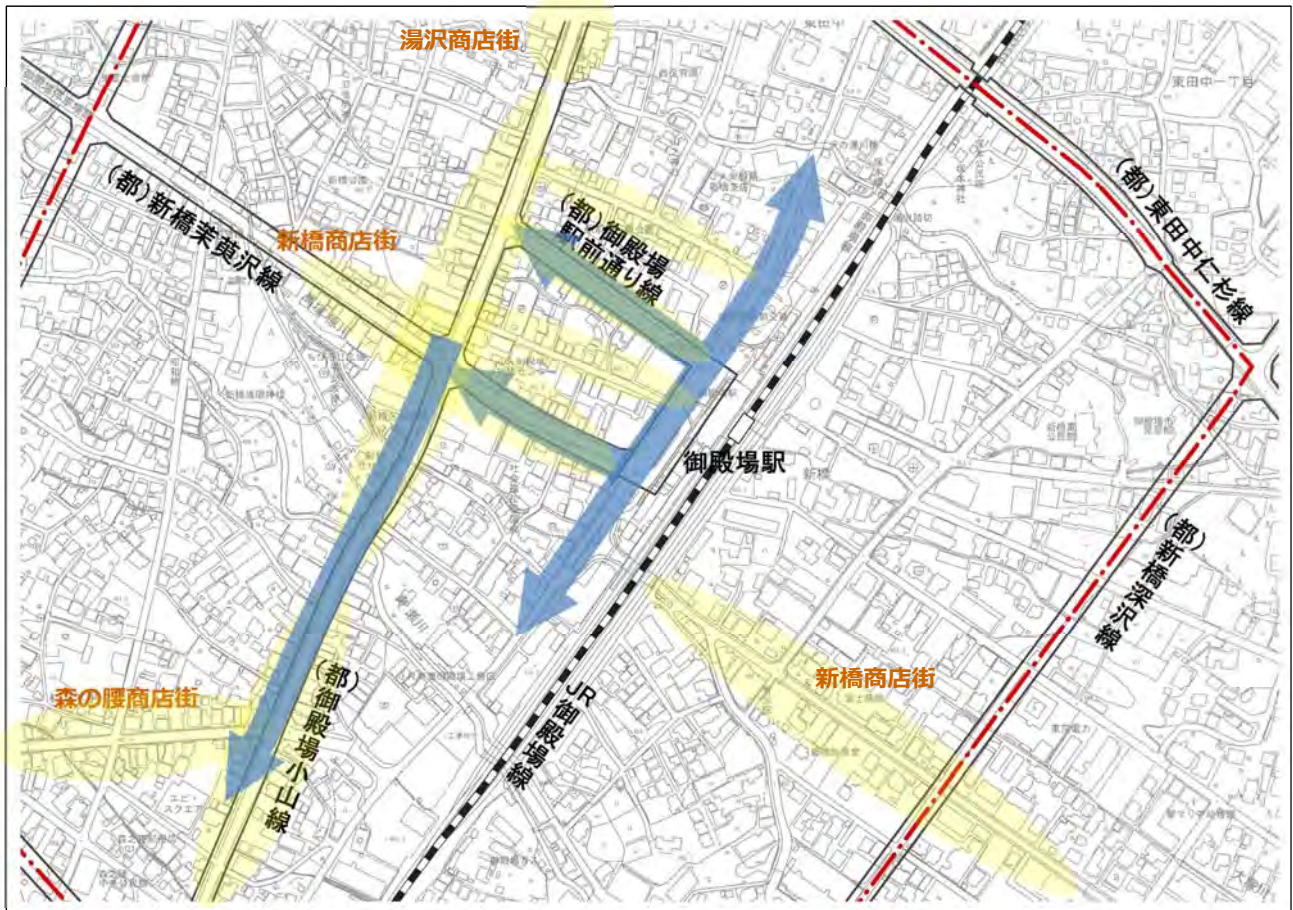


図. 中心市街地における歩行者交通量の実績値と目標値【平日】（実績値資料：御殿場市）

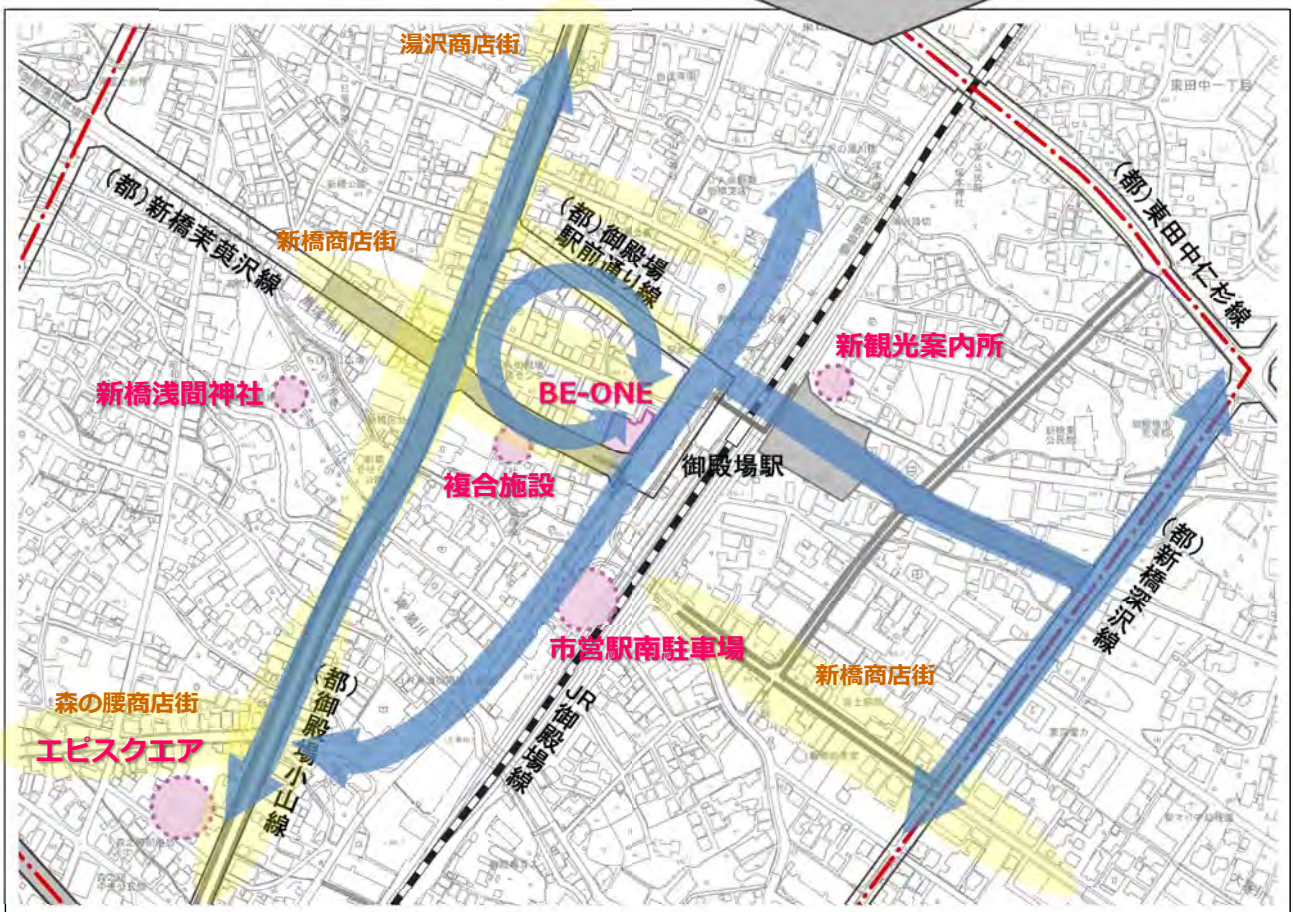
表. 「誰もが楽しく回遊できるまちをつくる」に関する目標指標の設定

基本的な方針	誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地
活性化の目標	誰もが楽しく回遊できるまちをつくる
目標指標	中心市街地内歩行者交通量（12h）
最新値	【平日】 5,188 人（令和元年度）
基準値	【平日】 5,368 人（令和 6 年度）
目標値	【平日】 5,380 人（令和 6 年度）

【現在の歩行者動線のイメージ】



【活性化事業により目指す歩行者動線のイメージ】



〔4〕フォローアップの時期及び方法

（1）小売業事業所数

中心市街地内の商店街等（商業統計調査における商業集積地区を対象：駅前地区、御殿場駅東口商店街、湯沢商店街、森ノ腰商店街、新天地飲食店街）における小売業事業所数は、次回以降の商業統計調査（簡易調査含む）の立地環境特性別統計編の結果を活用して把握する。（調査年次に該当しない場合は、トレンド分析により推計値を算出する。）

上記の結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（2）宿泊業・飲食サービス事業所数

中心市街地内における宿泊業・飲食サービス事業所数は、次回以降の経済センサス（基礎調査または活動調査）の結果を活用して把握する。（調査年次に該当しない場合は、トレンド分析により推計値を算出する。）

上記の結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（3）複合施設利用者数

複合施設（図書館機能等を有する施設）利用者数は、開館予定の令和5年度より毎年、施設の利用者数を把握するとともに、その結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（4）中心市街地居住人口

毎年1回、住民基本台帳により中心市街地内の人口を把握するとともに、その結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。

（5）中心市街地内歩行者交通量

毎年1回、交通量調査を行って歩行者交通量を把握するとともに、その結果と関連事業の進捗状況を踏まえて必要な措置を講ずることとする。